

自治会町内会館脱炭素化推進事業について【概要説明】

1 事業の趣旨

脱炭素社会の実現に向け、地域の皆さまとともに温室効果ガスの削減に取り組んでいくため、地域活動の拠点である自治会町内会館への省エネ設備の導入費用補助制度を新設します。

全ての補助メニューについて、補助率 2/3 で実施しますので、この機会に是非導入をご検討ください。（2月市連会・区連会で詳細をお伝えします。）

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助概要

| 補助メニュー | 補助率 | 補助上限額 | 製品要件等 |
|--------------------------------|-------|-------|--------------------------------------|
| 照明のLED化 | 2 / 3 | 60万円 | 検討中 (2月市連会・区連会で、 改めてお知らせいたします) |
| 省エネエアコン導入 | 2 / 3 | 130万円 | |
| 窓等の断熱化 太陽光発電設備導入 蓄電池導入 ※ | 2 / 3 | 200万円 | |

※いずれかの実施も可（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）。

補助上限額は、合算上限額

4 対象団体

自治会町内会館を所有する団体

5 申請期間

令和6年3月1日～令和6年9月30日（予定）

6 留意事項

設備導入後、普及啓発の場として会館を使用させていただくことがあります。